

育児や介護などで家庭に不安を抱える社員でも安心して仕事ができるように「家庭と仕事の両立」の支援に取り組んでいます。また、若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供や、「こども110番の家」活動に参加し次世代を担う地域の子どもに安全で健全な育成に貢献いたします。

出産・育児を支援します

- **産前・産後休暇**
出産のため、産前6週間以内と産後8週間の休暇を取得することができます。
- **出産休暇**
配偶者の出産のため、1日の休暇を取得することができます。
- **育児休業制度**
育児のため、子が満1歳になるまで休暇を取ることができる制度です。
- **育児短時間勤務制度**
3歳に満たない子を養育する社員に就業時間を短縮することができる制度です。
- **子の看護休暇**
疾病等にかかった子を看護するため、年間最大10日の休暇を取得することができます。



広島県
「仕事と家庭の両立支援企業」
登録

家族の介護を支援します

- **介護休業制度**
要介護状態にある家族の介護をするため、年間最大10日の休暇を取得することができます。
- **介護短時間勤務制度**
介護を必要とする家族を持つ社員は、就業時間を短縮することができる制度です。

その他の休暇

- **結婚のための休暇**
結婚式・新婚旅行のため、5日の休暇を取得することができます。
- **忌引き休暇**
親族などに不幸があったとき、親等に応じ最大5日の休暇を取得することができます。
- **有給休暇**
勤務年数に応じて、最大20日の年次有給休暇を取得することができます。
- **夏季リフレッシュ休暇**
7月から9月（3か月間）の期間内において、まとまった有給休暇を5日まで取得できる制度です。
- **その他休暇**
裁判員候補者等本人の責によらない事由で休暇を必要とするときに、必要に応じ休暇を取得できます。

社員の健康管理（保健師による健康相談）

- **健康診断の実施**
社員の健康管理のため、毎年健康診断を実施し、必要に応じ保健師による健康相談を行っています。

積立年金・退職金制度の完備

- **そくりょう&デザイン企業年金基金（旧全国測量業厚生年金基金）**
社員の老後生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、会社が掛け金を負担します。将来、年金の加算部分として受けるか、一時金として受けるかを本人が選択できる制度です。
- **退職金規定の完備**
その他、会社が独自で運営する退職金の支払い規定を設けています。退職後、社員又はその家族にお支払いする制度です。

定年退職者の生活安定のための制度

- **定年退職者の再雇用制度**
60歳の定年を迎えた社員の生活の安定を図る目的で、満65歳まで嘱託として再雇用する制度です。

インターンシップ生受け入れ制度

- **学生の就業体験機会の提供**
学生が在学中に自らの専攻や、将来のキャリアに関連した就業体験を行う機会を提供し、学校での学習意欲の向上や、就業意識の向上のための支援をいたします。（時期：8月～9月）